

第12回【三重県e-モニターアンケート】人権、県税の広報、SDGs、Society 5.0に関するアンケート(報告)

■ アンケート概要

- 1 実施期間 令和4年1月7日～1月24日
- 2 対象者数 1,179人
- 3 回答数 765人
- 4 回答率 64.9%
- 5 回答者属性(年代別)

	10～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
回答者数	48	106	198	201	159	53
構成比	6.3%	13.9%	25.9%	26.3%	20.8%	6.9%

構成比は小数第2位を四捨五入しているため、合計は100%になっていません

Q1 人権に関する知識 (複数回答)

差別をなくし、人権が尊重される社会をつくるため、平成28年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の3つの法律が施行されました。これらの法律を知っていますか。

(N=765)

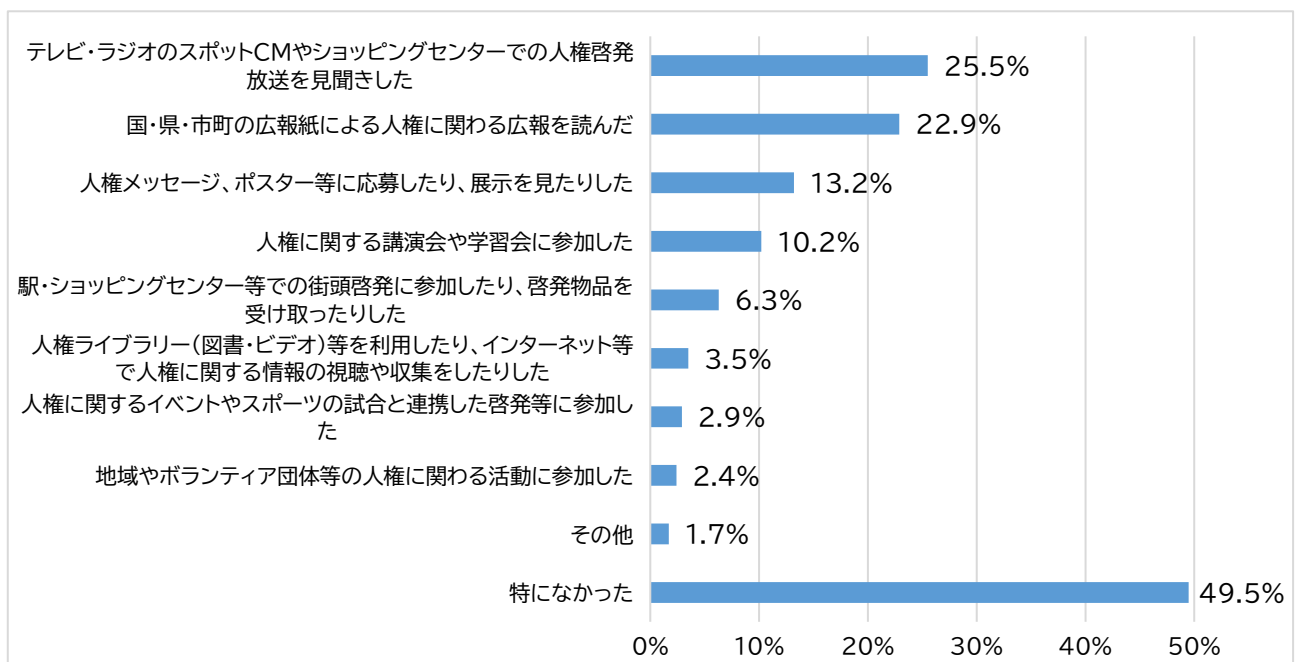
障害者差別解消法	ヘイトスピーチ解消法	部落差別解消推進法	どれも知らない
37.0%	34.4%	31.5%	49.5%

平成28年に施行された「差別解消三法」の認知度は、それぞれ、「障害者差別解消法」は37.0%、「ヘイトスピーチ解消法」は34.4%、「部落差別解消推進法」は31.5%でした。また、「どれも知らない」は49.5%でした。

Q2 人権啓発・人権学習の機会について (複数回答)

最近1年間で、人権に関する啓発等について、見たり、聞いたり、人権に関して学んだ機会がありましたか(職場や学校での参加も含みます)。

(N=765)



最近1年間で人権に関する啓発等について見たり、聞いたり、人権に関して学んだ機会について聞いたところ、「テレビ・ラジオのスポットCMやショッピングセンターでの人権啓発放送を見聞きした」が25.5%、「国・県・市町の広報紙による人権に関わる広報を読んだ」が22.9%などでした。

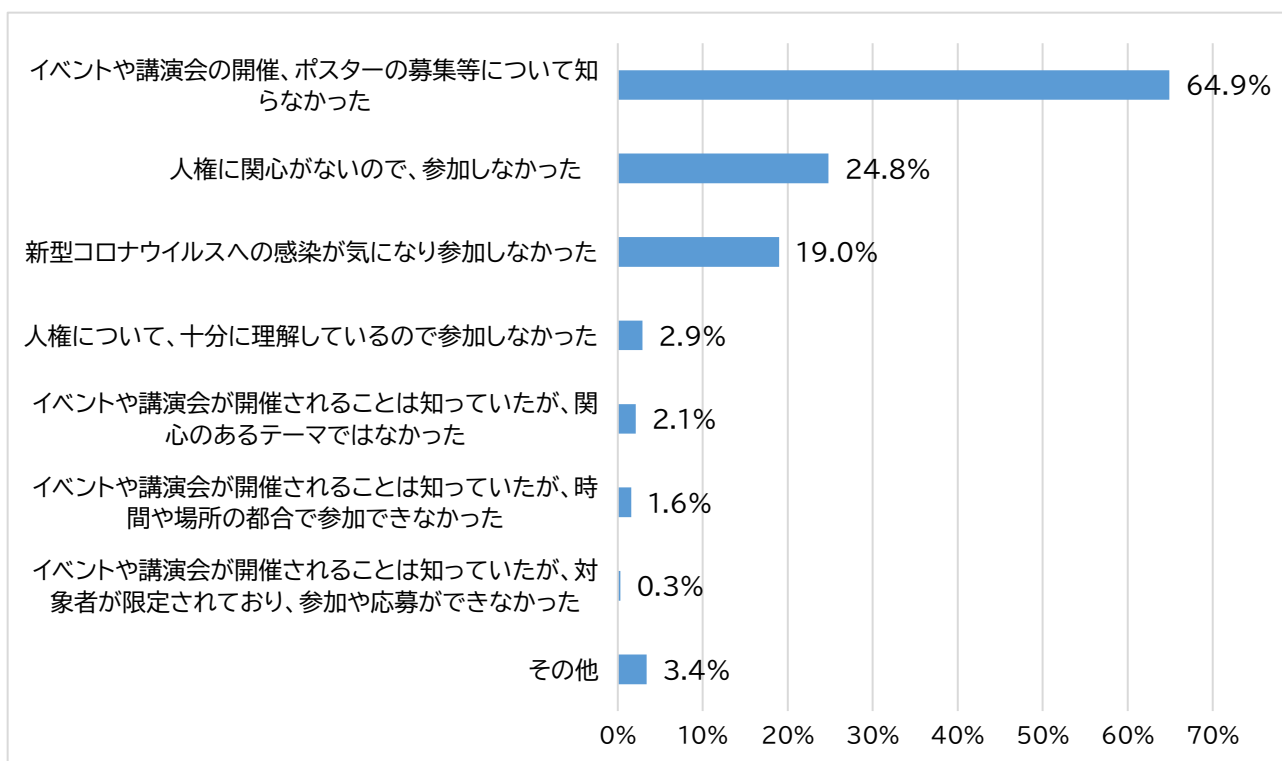
昨年度調査との経年変化では、「人権メッセージ、ポスター等に応募したり、展示を見たりした」が13.2%で、昨年度より11.3ポイント減りました。

「その他」には「職場で全員参加の人権勉強会に参加した」「自主活動を行った」などがありました。「特になかった」は49.5%でした。

Q3 人権啓発・人権学習の機会について2 (複数回答)

「特になかった」理由について、あてはまるものをすべて選んでください。

(n=379)



「人権学習の機会が特になかった」と回答した方にその理由を聞いたところ、「イベントや講演会の開催、ポスターの募集等について知らなかった」が64.9%、「人権に関心がない」が24.8%、「新型コロナウイルスへの感染が気になり参加しなかった」が19.0%などでした。

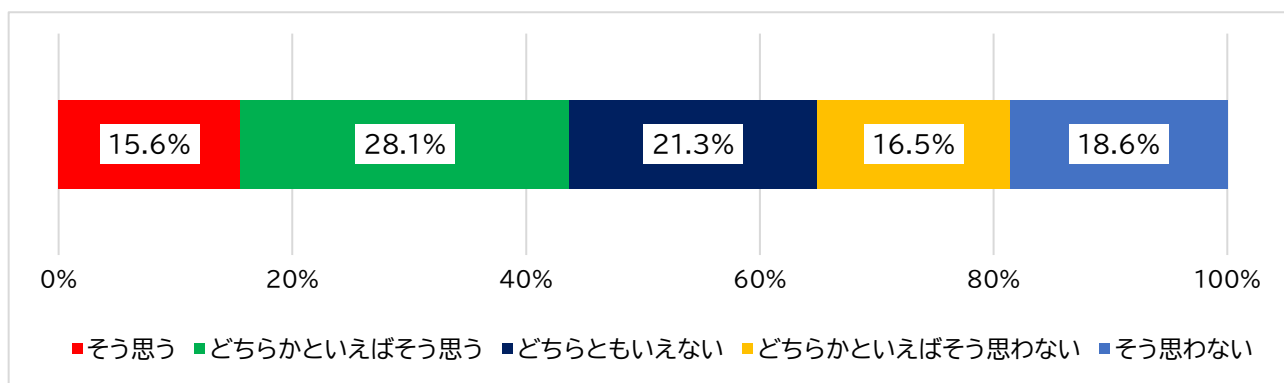
昨年度調査との経年変化では、「イベントや講演会の開催、ポスターの募集等について知らなかった」が6.0ポイント、「新型コロナウイルスへの感染が気になり参加しなかった」が3.4ポイント、それぞれ増えました。

「その他」には、「コロナで外に出ていない」「関心はあるが、テレビなどの関連番組で理解の一助としている」などがありました。

Q4 今日的な人権問題について 1

あなたは、自分が新型コロナウイルスに感染した場合、そのことは秘密にしておきたいと思いますか。

(N=765)



自分が新型コロナウイルスに感染した場合、そのことを秘密にしておきたいかを聞いたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると43.7%で、昨年度より4.4ポイント減りました。

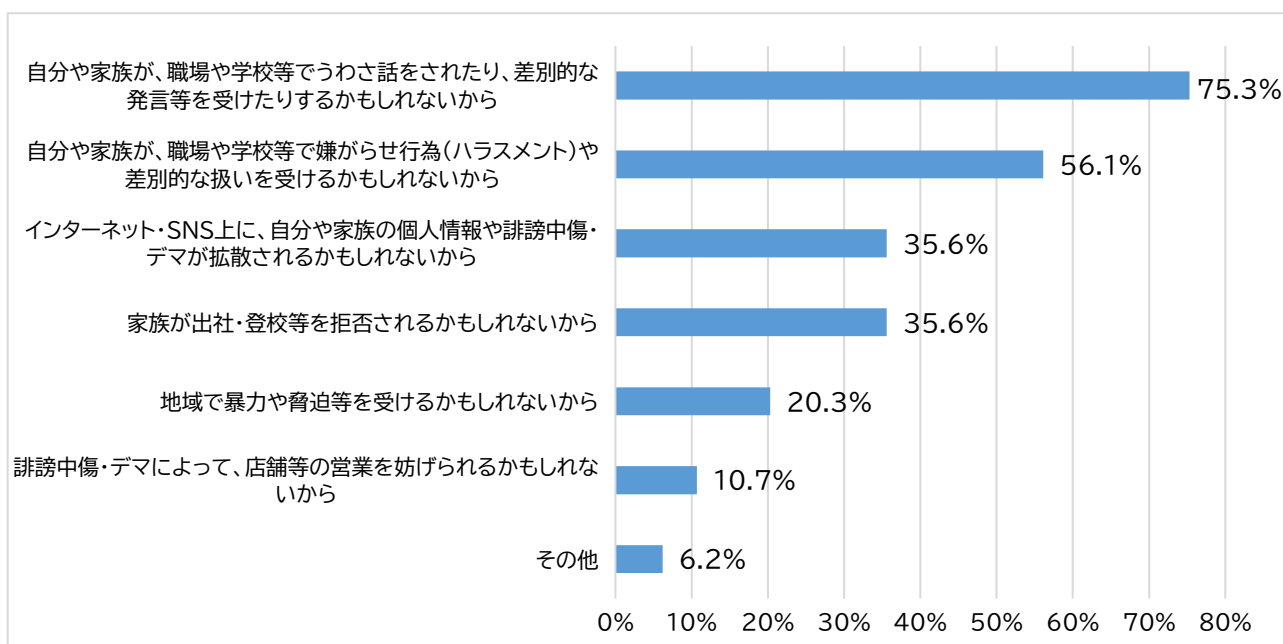
また、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせると35.1%で、昨年度より5.2ポイント増えました。

「どちらともいえない」は21.3%でした。

Q5 今日的な人権問題について 2

「あなたは、自分が新型コロナウイルスに感染した場合、そのことは秘密にしておきたいと思いますか。」に対して、「①そう思う」「②どちらかといえばそう思う」「③どちらともいえない」と回答した理由について、あてはまるものをすべて選んでください。

(n=497)



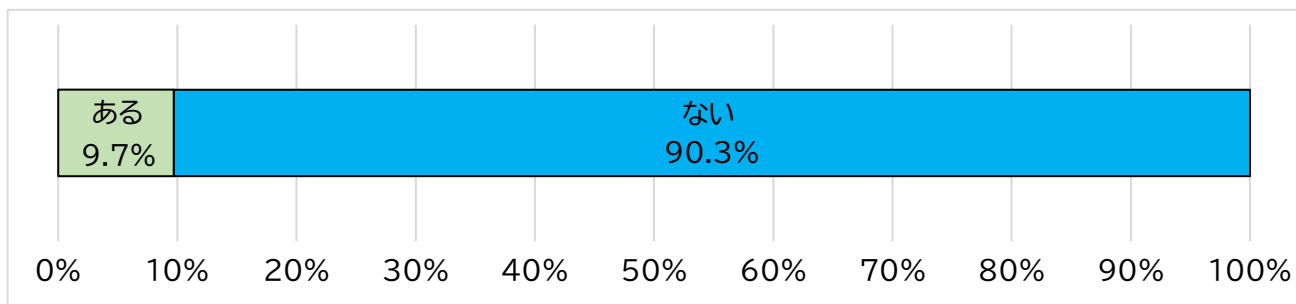
新型コロナウイルスへの感染を秘密にしておきたい理由は、「自分や家族が、職場や学校等でうわさ話をされたり、差別的な発言等を受けたりするかもしれないから」が75.3%、「自分や家族が、職場や学校等で嫌がらせ行為(ハラスメント)や差別的な扱いを受けるかもしれないから」が56.1%などでした。

「その他」には、「噂がいやだ」「必要な所にだけ伝えたらよい」「新型インフルエンザにかかった時差別を受けたから」などがありました。

Q6 人権侵害についてI (複数回答)

あなたは最近1年間で、以下の差別待遇等の人権侵害を受けた(受けたと感じた)ことがありましたか。

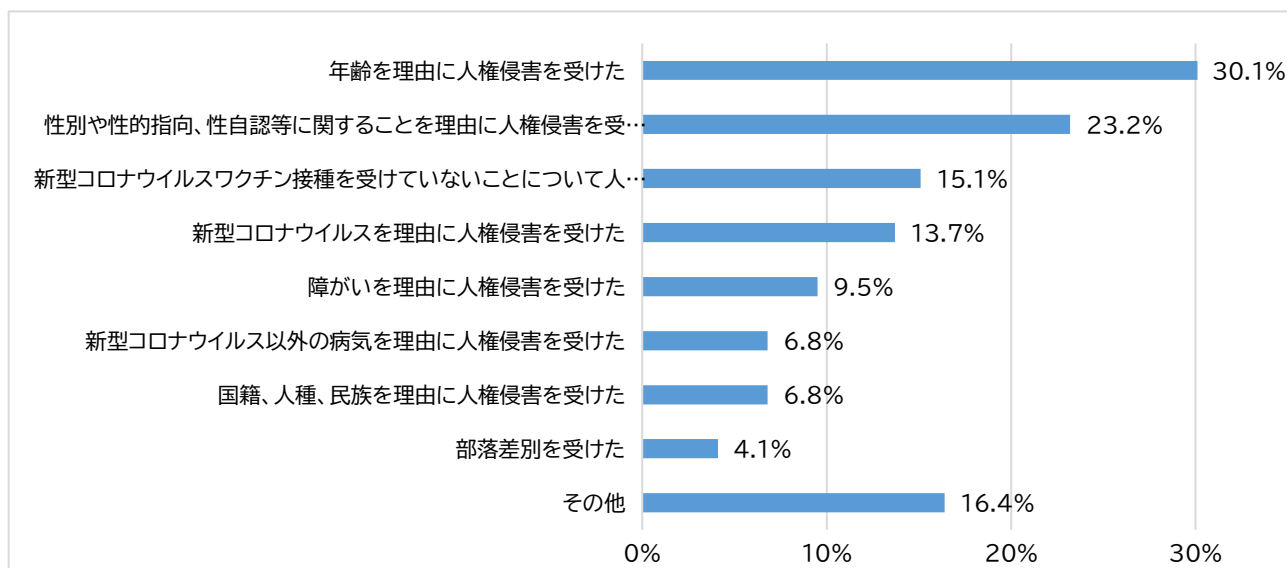
(N=765)



最近1年間で差別待遇等の人権侵害を受けた(受けたと感じた)方は9.7%、受けたことがない(受けたと感じたことがない)方は90.3%でした。

■最近1年間で差別待遇等の人権侵害を受けた(受けたと感じた)内容

(n=73)



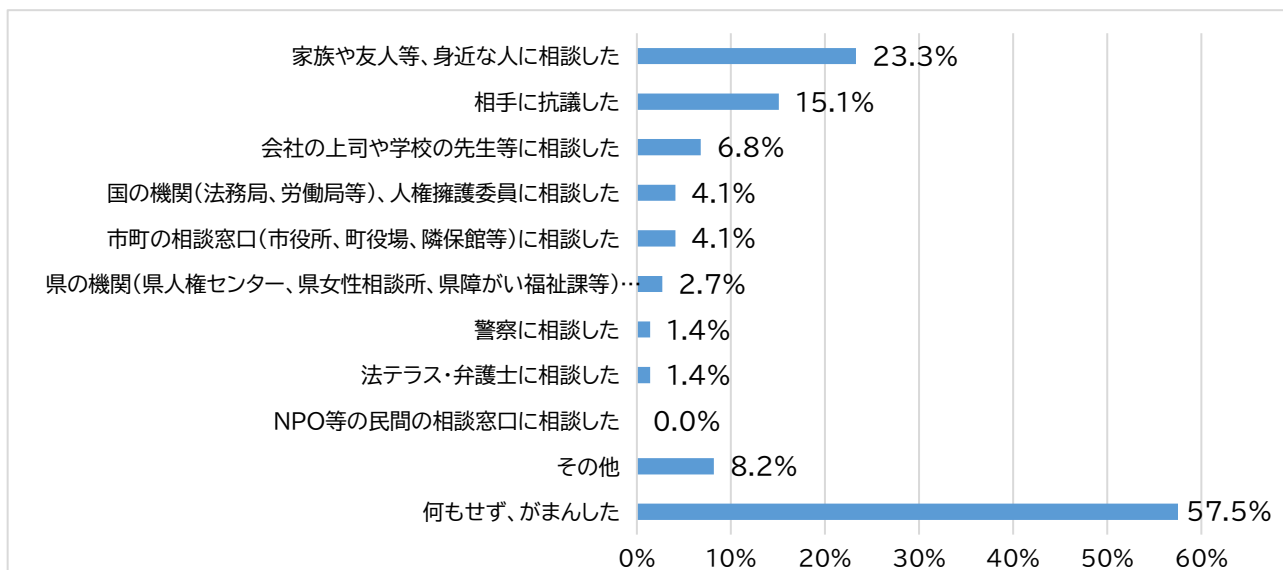
差別待遇等の人権侵害を受けた(受けたと感じた)方にその内容を聞いたところ、「年齢を理由に人権侵害を受けた」が30.1%、「性別や性的指向、性自認等に関することを理由に人権侵害を受けた」が23.2%、「新型コロナウイルスワクチン接種を受けていないことについて人権侵害を受けた」が15.1%、「新型コロナウイルスを理由に人権侵害を受けた」が13.7%などでした。

「その他」には、「血液型」「体型」「不妊治療」などがありました。

Q7 人権侵害について2 (複数回答)

人権侵害を受けた(受けたと感じた)時、どのように対応しましたか。

(n=73)



人権侵害を受けた(受けたと感じた)時の対応を聞いたところ、「家族や友人等、身近な人に相談した」が23.3%、「相手に抗議した」が15.1%、「会社の上司や学校の先生等に相談した」が6.8%などでした。「その他」には、「柔らかくたしなめた」「しばらくの間口を聞かなかった」などがありました。

昨年度調査との経年変化では、「家族や友人等、身近な人に相談した」が5.8ポイント、また、「会社の上司や学校の先生等に相談した」が4.7ポイント、それぞれ減りました。

また、「何もせず、がまんした」は57.5%で、昨年度より9.4ポイント増えました。

いじめや差別、新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別等を受けて困っている場合、県人権センター等の公的な機関で相談を受け付けています。連絡先等は下記のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/JINKENC/HP/38043032182.htm>

Q8 自動車税種別割の納期に関する情報源について

ここからは、税務企画課からお聞きします。

令和3年度の自動車税種別割の納期限は5月31日(月)でした。あなたは、この情報を何で知りましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

① 県政だよりみえ(紙版・データ放送版)	102人	13.3%
② 県のホームページ	23人	3.0%
③ ポスター	21人	2.7%
④ ラジオ	21人	2.7%
⑤ 新聞	32人	4.2%
⑥ 納税通知書	575人	75.2%
⑦ その他	30人	3.9%
⑧ 知らなかった	125人	16.3%

【分析】

自動車税種別割の納期限に関する情報源について、「納税通知書」が75.2%と例年と同じく最も高いという結果でした。その他、「県政だよりみえ(紙版・データ放送版)」から情報を受け取られている方の割合も高いことがわかりました。

その他のご意見として、納期限は例年決まっているため把握しているとのことご意見などいただきました。今後も多様な広報活動を実施し、広く自動車税種別割の納期内納付の周知を図っていきます。

Q9 自動車税種別割の税制改正について

令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車から、自動車税種別割の税率が引き下げられました。(※ただし、令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車の税率はこれまでと変更はありません。)

あなたは、このことについてご存じでしたか。

(自動車税種別割の税率等についてはこちらをご覧ください。)

https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16319017865_00001.html

① 知っていた	193人	25.2%
② 知らなかった	572人	74.8%

【分析】

税制改正に伴い、県では、県広報誌や県ホームページ、ポスターの掲示等で広報を行いましたが、「知らなかった」とお答えの方が74.8%に上りました。

今後は、例年5月の自動車税納期内納付キャンペーンにおいて、「自動車税種別割」表記の浸透に努

めるとともに、税率等内容に関するホームページの情報等へ容易にアクセスできるよう取り組んでいきます。

Q10 自動車税種別割の納付について 1

自動車税種別割はクレジットカードやMMK端末(大手コンビニ同様の収納代行サービスを行える端末)設置店のほか、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリやペイジー(電子納税)などでも納税できます。今後も、納付手段の拡充に取り組んでいきます。

あなたは、自動車税種別割を納付するにあたって、どの方法を利用したいですか。あてはまるものをすべて選んでください。

① コンビニエンスストア	423人	55.3%
② MMK端末設置店(スーパーマーケットやドラッグストア等)	45人	5.9%
③ クレジットカード(インターネット)	274人	35.8%
④ ペイジー(電子納税)(インターネットバンキング)	58人	7.6%
⑤ 口座振替	149人	19.5%
⑥ 銀行等金融機関	155人	20.3%
⑦ スマホ決済アプリ	152人	19.9%
⑧ その他	11人	1.4%
⑨ 自動車を持っていないなど納税の必要がない	38人	5.0%

【分析】

自動車税種別割の納付にコンビニエンスストアを利用したいとお答えの方の割合が55.3%と最も大きい結果となりました。(昨年も最大)

昨年度より利用率の増加した方法は、⑦スマホ決済アプリ(昨年度比+5.0%)であり、今年度からPayPayが新たに追加されたことにより、利用者が増えたことによるものだと考えられます。

今後も、多くの納付方法があることを知っていただけるよう、広報誌や県ホームページ等、さまざまな方法で広報を行います。そして、納付手段の拡充に取り組み、各人が最適な納付方法を選択いただけるように努めていきます。

Q11 自動車税種別割の納付について 2

令和3年度から、スマホ決済アプリPayPayを利用して自動車税種別割が納付できるようになりました。あなたは、このことについてご存じでしたか。

① 知っていた	220人	28.8%
② 知らなかった	545人	71.2%

【分析】

令和3年度から、スマホ決済アプリPayPayを利用して自動車税種別割が納付できるようになったことをご存じの方は 28.8%となり、昨年度に導入した PayB・モバイルレジをご存知の方の割合(19.0%)より高い結果となりました。令和4年度自動車税種別割の納期内納付広報活動等を通じ、より県民の皆様を知っていただけるよう周知に力を入れていきます。

Q12 納税について 1

税金には、納期限があり、納期限までに納めなければなりません。

あなたは、納期限までに納付いただく「納期内納付」を推進するために、県の取組として何が重要だと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

① コンビニ納付や電子納税、スマホ決済など納税しやすい環境づくり	536人	70.1%
① 納期限のお知らせなど納期内納付の広報	345人	45.1%
② 将来の納税者となる児童・生徒・学生などに対する租税教育	189人	24.7%
③ 税のしくみや納付方法の問い合わせなどの県税事務所の相談窓口	85人	11.1%
④ 滞納処分など滞納者に対する厳しい対応	273人	35.7%
⑤ その他	29人	3.8%

【分析】

納期限までに納付いただく納期内納付を推進するために、県の取組として何が重要だと思うかお尋ねしたところ、「コンビニ納付や電子納税、スマホ決済など納税しやすい環境づくり」が 70.1%と最も高い結果になりました。昨年度も同項目が 73.4%で最も高く、今後も納税環境の整備に努めていきます。

次いで「納期限のお知らせなど納期内納付の広報」が 45.1%、「滞納処分など滞納者に対する厳しい対応」が 35.7%となりました。

また、「その他」では、以下のようなご回答をいただきました。(一部)

- ・税の納得できる使い道の公開
- ・早期納税による減税、マイナポイントの付与
- ・マイナンバーなどと紐づけた自動引き落とし

昨年アンケートでも同様の傾向の回答をいただいていることから、今後も引き続き、納期内納付推進キャンペーン等の広報や納税しやすい環境づくりに努めていきます。また、納付の意思を示さない滞納者に対しては給与・財産等の差押えやタイヤロックを行うなど徹底した滞納処分を行い、滞納額の縮減に取り組めます。

Q13 納税について 2

あなたは、納税する資力があるのに納付しようとしなない滞納者に対して、県は差押え等の滞納処分など厳しい対応で臨んでいることをご存じでしたか。

① 知っていた	421 人	55.0%
② 知らなかった	344 人	45.0%

【分析】

納税の意思を示さない滞納者に対して、県は差押え等の滞納処分など、厳しい対応で臨んでいることをご存じかどうか伺いました。「知っていた」とお答えになった方は 55.0%と昨年度より 2.4%減少という結果となりました。(昨年 57.4%)

「税は納期限内に納めるもの」、「滞納は社会のルール違反」という考えのもと、納める資力がありながら納めない滞納者に対しては、納期限内にきちんと納付した人との公平性を保つため、今後も引き続き給与・預金の差押えやタイヤロック・搜索などの徹底した滞納処分をしていきます。

(参考) 令和2年度 差押執行件数 3,147 件

Q14 県税へのご意見について

最後に、県税や県税事務所に関するご意見をお聞かせください。(自由記載)

【分析】

県税や県税事務所に関する多数のご意見をいただきました。(一部抜粋、原文使用)

○税の制度・使い道について

- ・税金を支払わないといけないのはわかるが、その税金をコロナで困った人を助けるのはわかるが、みんなも苦しいのを理解して使ってほしい。
- ・個人が命(時間)を削って稼いだ大切な血税です。無駄な使用だけは絶対にやめて下さい。本当に必要としている人への支援や人々の生活の為に必要な物へ使われるのは全く問題ありませんが不必要な人や物への使用は許せません。
- ・コロナの影響で物価は上がり、給与は変わらない、税金も変わらない。給与が上がれば税金も上がり手元には同じお金。税金を下げる努力をしてほしい。
- ・公平な税制を行って欲しい。今の日本は、大企業、資産家を優遇しているように感じる。
- ・古い車が新しい車に比べて、環境に与える影響が高いのは解ります。ですが、長く大切に乘っているのに税額が高くなるのには、違和感しかありません。ワンオーナーの古い車に対しては、税額を上げない。
- ・基本的に県税が高いと感じる。もう少し安くしても良いと思う。税金が何に使われているのかははっきり教えて欲しい。
- ・自動車税種別割の税制改正は知っていますが、非課税世帯には古い車しか買えない。維持していくのに車検費用も大変です。自動車税の分納も必要だと思います。
- ・三重県のように公共交通機関が整備されていない県では、減税を考慮してほしい。車がないと買い物はおろか病院にすらいけない状況であるにもかかわらず、便利なところと同じ高い税金を徴収するのはどうかと思います。

- ・サラリーマンですが、県への税金の納付は、何の項目に対して税金を納めているかよくわかりませんが、必要性の有無、使われ方の結果や透明性が分かるようにお願いしたいです。

○広報・周知について

- ・自動車税に限らず、納付期限が書かれていても小さかったり、見つけづらかったりすることがあります。どうせなら、大きく赤字で封筒に印刷してみてもどうでしょう。
- ・納税は義務だという事をきちんと教育すべき。子供たちはわかっていない。そのかわり、きちんとした使い方をしなければいけないと思う。
- ・広報などで税金の使い道など具体的に知らせてほしい
- ・税金について、分からない事が多い。会社員で手続きしてもらおうとありがたいが、自分でしなければならない時はとても大変。学校などで教えたり、わかりやすい仕組みを作ったらいいと思う。
- ・税制の仕組みがわからない。国民のほとんどがわかってないのではないか。損得ではないが節税とか損するとか、知識を深める努力も必要だが、わかりやすい内容にしてほしいし、メディアを利用して発信すべきだと思う。
- ・今回の質問の中で、将来の納税者となる児童・生徒・学生などに対する租税教育の必要性を感じた。福祉などもそうであるが、教育の中で学ばせていくべき事項である。
- ・確定申告など、税のしくみを知って得している、知らなくて損している人がいるため、全て公平性を知識で担保しないような仕組みにして欲しい。
- ・期限が近づいているのに未納分の場合に県税事務所から通知があると、納付の意思があるのに単純に忘れてる人への注意喚起になると思います。
- ・公平な税負担を実現するため、納税の告知を積極的に行うと共に、徴収された税金の使途についても広報を行なうことが必要である。
義務を果たさない納税義務者には、厳しい対応を図ることが公平を実現するために必須である。

○滞納者への処分について

- ・脱税事業者をもっと積極的に摘発。納税申告書類の間違いは優しく教えて指導願います。納税しようとする人に寛容で納税しない人に厳しく願います。
- ・自分の周りに自動車税等を滞納している人がいますが、滞納処分が甘すぎると感じます。
滞納常習犯には過去の滞納分はもちろん、新しい税金を期日までにきっちり納税するように指導してほしいです。
- ・脱税者は許せないが、本当に払えない人から、無理やりとるのは、反対です。
- ・税の徴収については、メリハリをしっかりとつけて、支援すべき人に対しては確実な猶予、そうでない人に対しては厳しく徴収する実行動が必要である。
- ・悪質で大口の滞納者（会社など）には厳しく取り立ててほしいが、生活困難な人には待ってあげてください。また、税金の使い道を公平にして過疎の町などに配慮をお願いします。
- ・遅れて納税すると、高い延滞金がかかることをもっと周知徹底したほうがよいと思う。税金は逃れられることが出来ないことを滞納者に知らしめるべきだと思う。
- ・頑張ってください！滞納者対策はたいへんでしょうが。義務であります！

- ・納付者がばかを見ないよう非納付者に対して毅然とした態度で臨んでほしい。現在の延滞利息は少額すぎると思う。払う資力があっても払わない人が多い。

○納税環境について

- ・軽自動車についても電子納税ができる様すべき。
- ・ペーパーレス化が進み、なんでも電子決済を推進しているが、振込用紙での支払いをやめないでほしい。
- ・個別に毎回納付するのは非効率。情報を一元化して、自動的に支払えるようにしてほしい。
- ・クレジット決済にしたいが、手数料がかかる為、やめた。手数料無料にしてほしい。
- ・個人の税金がすぐに分かって、支払えるアプリがあったらいいと思う。
- ・納税にかかる手間を減らして欲しい。また取るだけでなく、しっかり還元、還付する時の手間も減らすなり、わかりやすくするなら工夫して欲しい。
- ・スマホ決済は、とても便利でありがたいです。個人情報流出をこれからも厳重に守ってほしいです。

○その他

- ・納税証明書希望する年にだけ送付してはどうか。車検のしない年には不要だし、無駄遣いだと思う。
- ・親が亡くなり、役所の税務課や税務署に行った時どこの職員も優しくしてくれて、上から目線でもなく、心からほっとしました。
- ・窓口対応が以前より高圧的ではなくなったが、手続き上のミスが受ける側にあるにもかかわらず、申請者に説明もなくやむやにする事案があった。まだまだ住民側に立った行政が足りない様な気がする。

税の制度・使い道だけでなく、具体的な税の種類を挙げていただいてのご意見、広報活動や滞納者への処分、納税環境の整備など、幅広い貴重なご意見をいただくことができました。

税金について詳しく知りたいというご意見につきまして、三重県では「くらしと県税」という税についての冊子を作成し、配布しています。また、ホームページでも公開していますので、ぜひご覧ください。

(くらしと県税についてはこちら)

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/000121640.htm>

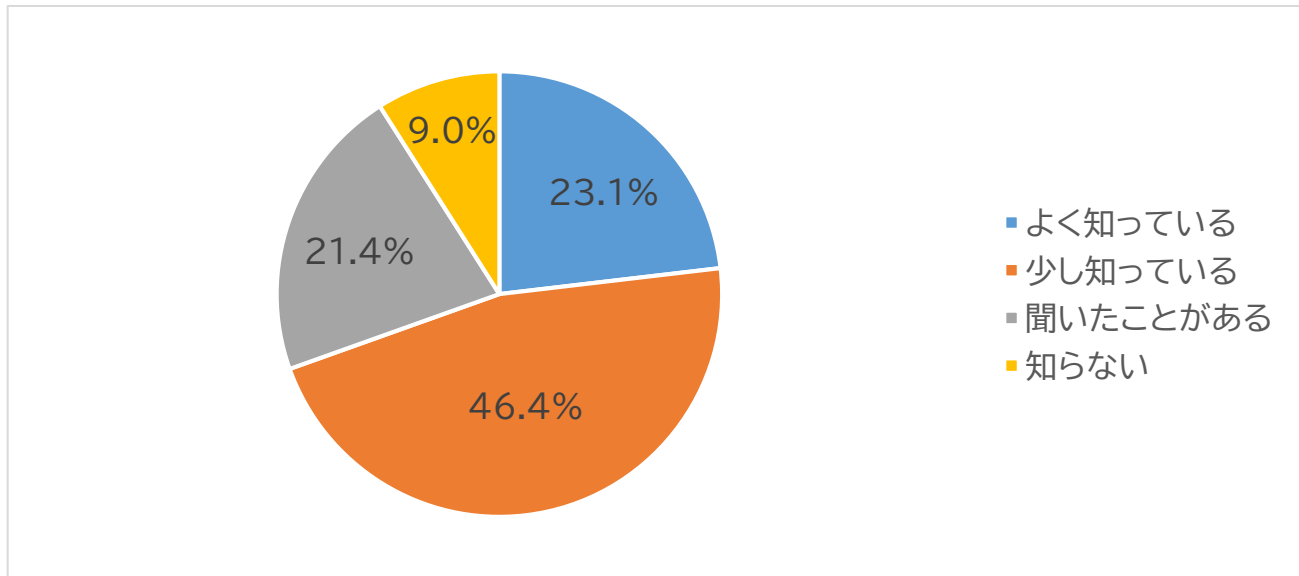
皆さまからいただいたご意見につきましては、今後の税務行政運営に活かしていきます。
多くの貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

Q15 SDGsについて

あなたは SDGs (エスディーゼズ) という言葉を知っていますか。

(n=765)

※SDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)とは、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、持続可能な社会を実現するため、2030年までに世界が取り組むことが求められている目標です。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された2030アジェンダにおいて定められています。

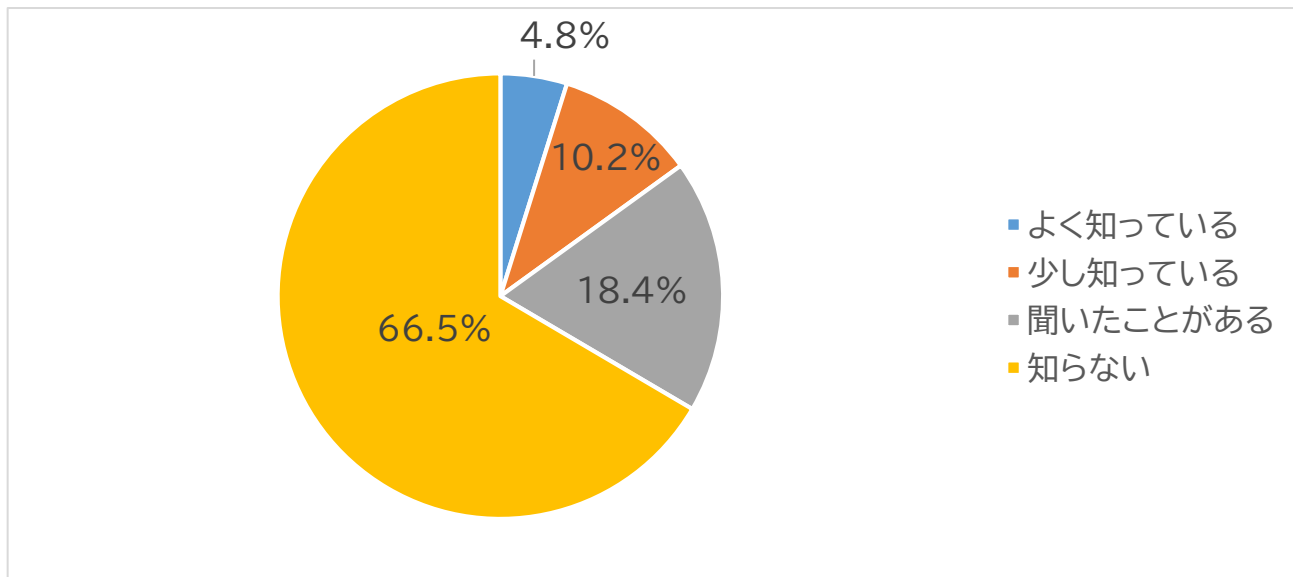


「SDGs (エスディーゼズ)」という言葉を知っているか聞いた結果、「よく知っている」と回答した人が23.1%(177人)、「少し知っている」と回答した人が46.4%(355人)、「聞いたことがある」と回答した人が21.4%(164人)、「知らない」と回答した人が9.0%(69人)でした。「よく知っている」と「少し知っている」を合わせて知っている人は69.5%(532人)でした。

Q16 Society 5.0について

あなたは、Society 5.0(ソサエティ5.0)という言葉を知っていますか。 (n=765)

※Society 5.0とは、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、国の「第5期科学技術基本計画」において提唱されました。先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活気に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会「Society 5.0」をめざします。



「Society 5.0(ソサエティ5.0)」という言葉を知っているか聞いた結果、「よく知っている」と回答した人が4.8%(37人)、「少し知っている」と回答した人が10.2%(78人)、「聞いたことがある」と回答した人が18.4%(141人)、「知らない」と回答した人が66.5%(509人)でした。「よく知っている」と「少し知っている」を合わせて知っている人は15.0%(115人)でした。